# (1)くらしづくり分野

### 【教育】

県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、都道府県から中 核市に人事権を移譲するとともに、すでに人事権が移譲されている政令指 定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、 平成20年度中に結論を得る。

勧告

あわせて、現在都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や都 道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討 し、平成20年度中に結論を得る。 〔文部科学省〕

#### 【教育】

県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、広域での人事調 整の仕組みにも留意した上で、都道府県から中核市に人事権を移譲すると ともに、既に人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事 権者と給与負担者が一致する方向で検討し、小規模市町村を含めた関係者 の理解を得て、計画の策定までに結論を得る。

要綱

あわせて、現在都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や都 道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討 し、関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る。 〔文部科学省〕

### 【福祉施設の最低基準等】

保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、 全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ、 具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ること とする。 〔厚生労働省〕

#### 【福祉施設の最低基準】

(2)地域づくり分野関係

【土地利用(開発・保全)】

(1)くらしづくり分野

保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、 保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、 全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地 方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生か せるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。

# 【公営住宅】

公営住宅については、入居者資格要件を緩和するとともに、整備基準に ついて国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに 条例により独自に決定し得ることとする。 〔国土交通省〕

### 【公営住宅】

公営住宅については、入居者資格要件を緩和するとともに、整備基準について国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るな ど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を平成20年度中に講じ 〔国土交通省〕

都市計画制度の抜本的な見直しに当たっては、国の利害や都道府県によ

る広域の見地からの調整に留意しつつ、地域の実情に通じた基礎自治体が 自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から、三大都市圏等の都市計画に関する都道府県の国への協議・同意を始めとする各種の国への協

議・同意の廃止・縮小、都道府県から市町村への権限移譲等を進める方向

で検討を行い、平成21年度を目途に実施する。

# (2) まちづくり分野関係

#### 【土地利用(開発・保全)】

- 社会経済情勢の変化に対応し、地域の実情に通じた地方自治体が自らの 責任と判断でまちづくりを進めていくことができるよう、次のとおり見直 すこととする。
- 都道府県による都市計画決定にあたって、「都市計画区域の整備、開発及 び保全の方針」及び「区域区分」に係る国との同意を要する協議について は、同意を廃止するとともに、特定区域(大都市等)のみに課せられてい る国との同意を要する協議を廃止する。
- 市による都市計画決定にあたって、都道府県との同意を要する協議につ いては、同意を廃止する。
- 指定都市の区域に係る「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及 び「区域区分」についての都道府県の決定権限を指定都市に移譲する。

## [国土交通省]

#### (農地)

- 将来にわたって国民の食料を安定的に供給するため、平成20年度内に予 定されている農業振興地域制度及び農地制度の改革において、農地及び優 良農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、次のとおり見直 すこととする。
- 農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するとともに、国との
- 都道府県の許可権限(権利移動及び2ha以下の転用)を市に移譲する。 都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に係る国との同意を要す る協議については、同意を廃止する。 〔農林水産省〕

#### (農地)

平成 20 年秋に予定されている農業振興地域及び農地制度の改革に当た って、農地転用許可制度や都道府県と国との協議の在り方については、制 度のこれまでの運用状況を検証し国と地方の役割分担を明確にしつつ、国 民への食料の安定供給の確保を旨とし、農地の保全確保を図るための国と 地方公共団体との合意形成プロセスの整備を含めて、第1次勧告の方向に より検討を行う。

- 喫緊の課題となっている地球温暖化対策のため、国家的な見地から森林 資源を確保するための措置を講ずるなどにより森林の荒廃に対処しつつ、 次のとおり見直すこととする。
  - 保安林に係る国の指定・解除権限を都道府県に移譲するとともに、国 との協議を廃止する。
  - 都道府県が定める地域森林計画の策定・変更に係る国との同意を要す る協議については、同意を廃止する。 〔農林水産省〕

地域森林計画については、京都議定書の第1約束期間の初年度である平 成20年度における森林吸収目標達成に向けた取組状況を踏まえて、同計画 の改定期の改定に当たり、国と都道府県との間で森林整備に係るルールを 明確にする協定が締結された場合には同意と見なされるものとする。

〔農林水産省〕

## 【道路】

直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、 それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本 として、上記の要件の(2)及び(3)を見直す。当面、これらの要件につい て、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その 一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その 他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」(道路法施行規則 第1条の 2) の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万 人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の4種類の区間に 該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に 関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則 として都道府県に移管する。

地方自治体との調整を行った上で、第2次 個別の対象道路については 〔国土交通省〕 勧告までに具体案を得る。

## 【道路】

〇 一般国道の直轄区間については、主に地域内交通を分担する道路は都道 府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、 第1次勧告の方向に沿って、指定を見直し、原則として都道府県に移管す る。個別の対象道路については、関係地方公共団体と調整を行った上で、 第2次勧告までに具体案を得る。 [国土交通省]

# 【河川】

○ 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間について は、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講 じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管

その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域 的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべ き水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっ ても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方 自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管 を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

○ 上記により地方自治体へ移管されることとなる一級水系内の一級河川に ついて、その流域の保安林に係る国の指定・解除権限を都道府県に移譲す るため、重要流域の指定を見直すこととする。 〔農林水産省〕

## 【河川】

○ 一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き 国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結す る水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象河川については、関係 地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

〔国土交通省〕

〇 保安林の指定・解除については、上記水系内の一級河川の全区間の都道 府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該 重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。

〔農林水産省〕